

第 2 期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画
(計画の概要)

1. 計画策定の趣旨

(1) 第1期計画期間中の社会的変化への対応

本市においては、少子化とともに高齢化が同時に進行しています。将来的に労働力人口が減少し、社会保障負担の増加、地域社会の活力低下が予想されており、若年層の非正規雇用の増加や働き方の多様化、子育て世帯の男性の長時間労働など、子育てをめぐる社会環境は依然として厳しい状況にあります。

また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによって、子育て世帯が地域で孤立してしまうことも懸念されています。

このような社会的変化を受け、本市に存在する諸課題を把握するとともに、その解決に向けた道筋をつけるため、計画を見直すこととしました。

(2) 第1期計画期間満了に伴う見直し

本市では、「鳥栖市子ども・子育て支援事業計画」を次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画として、平成17年度から平成21年度までの「前期計画」、平成22年度から平成26年度までの「後期計画」を策定し取組を推進してきました。

平成27年3月には「鳥栖市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子育てを支えあい 子どもたちが健やかに成長し よろこび・温かみ・安心感のあるまち」を基本理念に掲げ、各種施策に取り組んできました。

この度、計画期間満了を受け、計画の見直しを行うこととしました。「第2期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画」では、第1期計画の基本理念を継承し、子どもと子育て家庭をめぐる諸課題を地域全体で解決する道筋をつけるとともに、子育てに喜びや楽しみが感じられる社会、子どもの笑顔があふれる社会の実現に向けて計画を推進していきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本市の子育て支援の総合的な計画となります。また、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）が改正され、法律の有効期限が令和 7 年 3 月 31 日までに延長されたことから、同法第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものとします。

また、平成 30 年 4 月の社会福祉法の一部改正により上位計画として位置づけられた「鳥栖市地域福祉計画」や、「鳥栖市障害者福祉計画」、「鳥栖市男女共同参画行動計画」、「うららトス 2 1 プラン」等を始めとする市の各種関連計画及び国・県の計画との連携を図っています。

3. 計画の期間

計画期間については、令和 2 年度を開始初年度とし、令和 6 年度までの 5 年間とします。

4. 計画の策定体制

（1）子ども・子育て会議の設置

子育て支援に関する事業に従事する者、保護者、公募委員などから構成される「鳥栖市子ども・子育て会議」を設置し、意見を聴取しながら本計画を策定します。

（2）アンケート調査の実施

鳥栖市に居住する保護者を対象に、アンケート調査を実施しました。日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをおうかがいし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としました。

（調査の目的）

子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ、子育てや少子化に関する意識等を把握することにより、今後の子育て支援施策の充実に活かすとともに、「子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とする。

(調査の対象)

就学前児童の保護者	本市在住の就学前児童の保護者から無作為抽出
小学生の保護者	本市在住の小学生の保護者から無作為抽出

(調査の方法)

就学前児童の保護者	郵送による配付・回収
小学生の保護者	郵送による配付・回収

(調査の期間)

平成 31 年 1 月 11 日～平成 31 年 1 月 25 日

(回収の結果)

	配布数	回収数 (有効回収数)	回収率 (有効回収率)
就学前児童の保護者	1,000 件	442 件	44.2%
小学生の保護者	500 件	226 件	45.2%

(3) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。

(4) パブリック・コメントの実施

令和 2 年 1 月頃に計画案を広く公表してそれに対する意見を求めるパブリック・コメントを実施する予定です。そこで寄せられた意見を計画に反映します。

5. 計画の進行管理および点検

計画書に掲げる行政の主な施策については、定期的に事業実施の有無やその結果の進行管理を行っていきます。

また、次回計画の見直し時期には、ニーズ調査等を実施し、鳥栖市子ども・子育て会議での検討を経て、計画の見直しや修正、内容の追加などを行います。